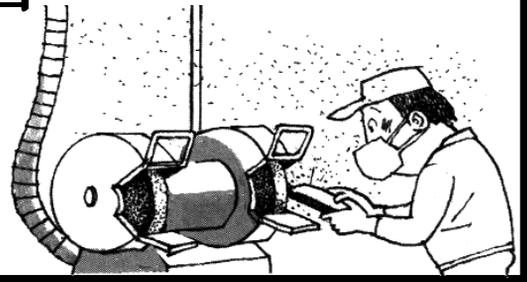


粉じん作業従事者 (法定特別教育) 講習会開催のご案内

主 催 一般社団法人 名北労働基準協会



労働安全衛生法第59条第3項、粉じん障害防止規則第22条の規定では、事業者は粉じん作業に従事する労働者に対し特別教育を行うことを義務づけています。

今日においても、じん肺及びじん肺合併症の業務上疾病者は依然として多発しています。

当協会では事業者に代わって粉じん作業従事者特別教育を下記のとおり開催いたしますのでぜひご利用ください。

日 時 令和8年7月29日(水)
9時30分～15時15分

会 場 一般社団法人 名北労働基準協会 3階 大会議室
名古屋市北区清水1-13-1 TEL(052)961-1666

※受講票送付時に、会場の地図をお送りいたします。

講習内容

- ・粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法
- ・作業場の管理
- ・呼吸保護具の使用の方法
- ・粉じんに係る疾病及び健康管理
- ・関係法令

対 象 粉じん作業従事者(満18歳以上)
※年齢制限がございます。受講の際は確認をお願いします。

会 費 会員 7,500円 非会員 9,990円
(テキスト、資料代、昼食代、消費税を含みます)

定 員 45名 ※講習会場ではマスクの着用にご協力ください。

そ の 他 講習修了者には「修了証」を交付します。
※法令等で定められた講習時間、内容を受講することが修了証交付の要件です。

